

「従業員支援プログラム(EAP)」のご案内

Employee Assistance Program

○ 福利厚生の一環として、従業員のみなさまが無料で弁護士に相談できます。

経営者のみなさまにとって、自社の従業員の心と体が健やかであることは、とても大切な事柄かと存じます。従業員のプライベートの悩みや問題の中には、弁護士による対応が望ましいケースも少なくありません。ただ、気軽に相談できる弁護士が身近にいないことがほとんどです。

そこで、会社が、従業員の福利厚生の一環として、気軽に無料で相談できる弁護士を従業員に提供するものが、従業員支援プログラムです。このプログラムは、従業員のみなさまの幸せの実現や満足度の向上を目的としています。そして、結果として、仕事の生産性の向上や人財の確保・定着という効果をもたらすことが多いです。

○ ご利用イメージ



プライベートの様々な悩み・問題

離婚・男女問題など

子ども・学校に関する問題

借金問題

相続問題

交通事故その他の事故

少年事件・刑事事件

そんな時は、

そんな時は、

当事務所の提供する「従業員支援プログラム(EAP)」をご活用ください。

「従業員支援プログラム(EAP)」について詳しく知りたいという
経営者様・人事労務担当者様は、裏面の申込書をFAXいただくか、
下記までお気軽にお問い合わせください。



堺オリーブ法律事務所 〒590-0947 大阪府堺市堺区熊野町西3丁2番7号ダイワビル2階

☎ 072-260-4806 受付: 平日9:00 ~ 17:30

✉ info@olive-law.jp





□ 申込書送信先 FAX : 072-260-4807

「従業員支援プログラム(EAP)」について
もう少し詳しい案内を希望する申込書

ご利用料金

従業員数	料金
30人以内	月額10,000円(税込11,000円)
31人～100人	月額15,000円(税込16,500円)
101人以上	月額20,000円(税込22,000円)

※会社にお支払いいただく料金です。(従業員の方々には料金は発生しません。)

社名	
所在地	
ご担当者様(役職)	
ご連絡先	電話番号: FAX番号:
従業員数	名 (正社員 名) (その他 名)

堺オリーブ法律事務所の特徴

01 お客さまの「安心感」を大切にしています

お客さまが初めて堺オリーブ法律事務所に電話をおかけになるときから、最終的に案件が解決するときまでの間、ずっと、お客さまが「安心感」を感じられることを、当事務所は大切にしています。

02 目指すべき「将来の姿」をいっしょに考えます

お客さまのこれからの人生にとって、どのような将来の姿を追求するのがよいのかということ、大きな視点で、まずお客さまといっしょに考えます。そのうえで、どのような手段・戦略をとるのがよいのかをご提案いたします。

03 専門家とのネットワークで、トータルサポート

堺市内外の士業などの専門職の方々と、広くつながりを持っています。みなさまの様々な問題について、トータルに解決方法をご提案し、サポートいたします。

04 キッズスペースがあり、お子さま連れでも安心

小さなお子さま連れの方も安心してご来所いただけるように、キッズスペース付きの相談室を設けています。

05 南海本線堺駅徒歩3分の好立地

堺オリーブ法律事務所は、南海本線堺駅から徒歩3分の好立地にあります。